

江東区交通バリアフリー
交通安全特定事業計画
〔東陽町駅周辺地区〕

平成19年6月

東京都公安委員会

**江東区交通バリアフリー基本構想における
「東陽町駅周辺重点整備地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また江東区交通バリアフリー基本構想に即して、東陽町駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

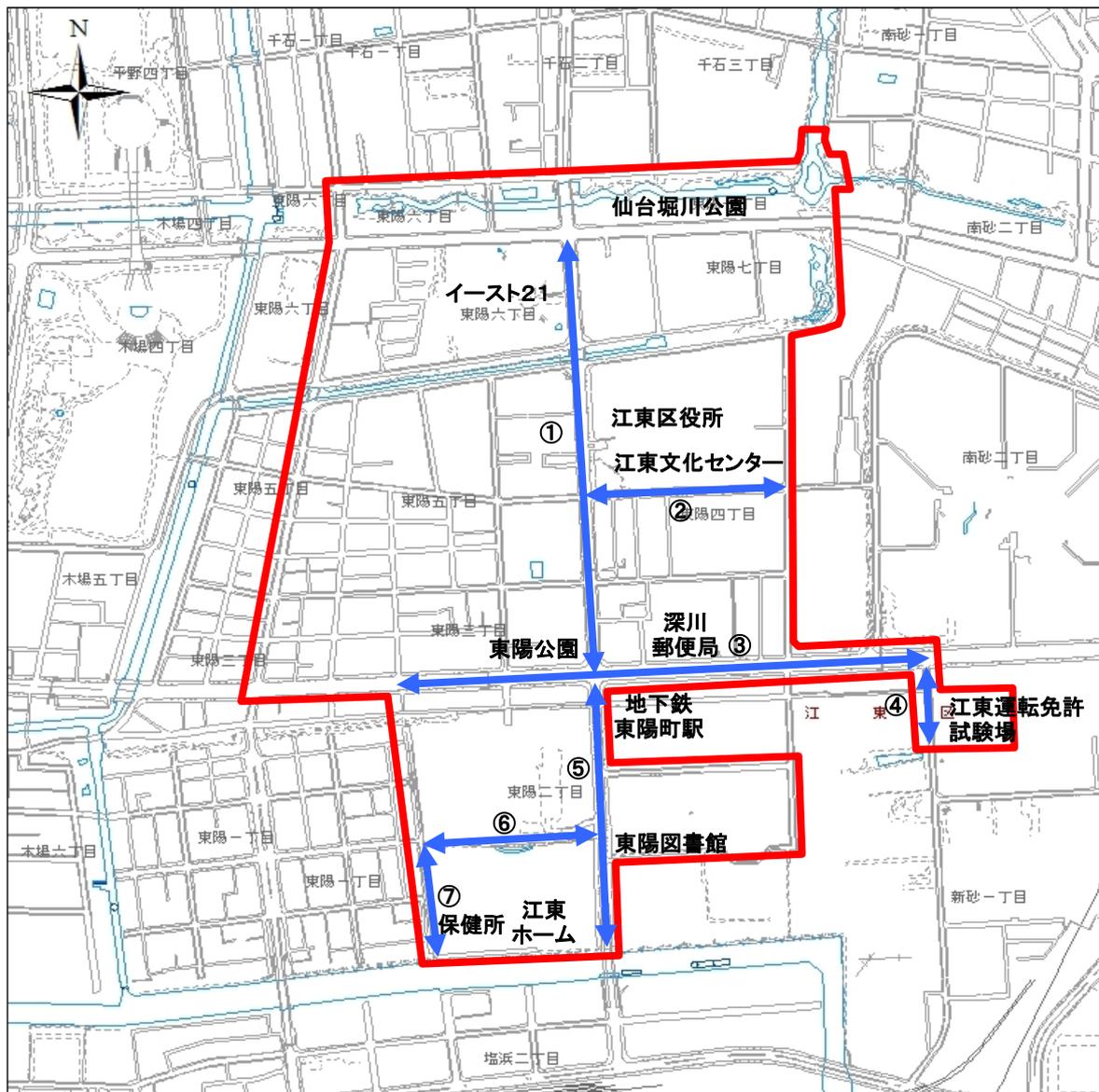
記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

特定経路			道路区間			
No.	特定旅客施設名	連絡する施設名	No.	路線名	通称道路名	区間
(1)	地下鉄東陽町駅	イースト21江東区役所	①	特例都道465号線	四ツ目通り	東陽町駅前交差点 ～ 東陽六交差点
			②	区道江413号線		江東区役所前 ～ 文化センター東交差点
(2)	地下鉄東陽町駅	江東試験場	③	主要地方道10号線	永代通り	東陽3-23先 ～ 江東試験場入口交差点
			④	区道江116号線		江東試験場入口交差点 ～ 江東試験場
(3)	地下鉄東陽町駅	保健所 江東ホーム (特養ホーム)	⑤	区道江38、468号線		東陽町駅前交差点 ～ 東陽橋
			⑥	区道江509号線		東陽図書館前 ～ 東陽中前
			⑦	区道深216号線		東陽中前 ～ 江東区保健所前

位置図

区市町村名	江東区
重点整備地区名	東陽町駅周辺地区



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)19都市基交 第164号

0 45 90 180 m

凡例

- : 重点整備地区
- : 特定経路

2 道路区間毎の交通安全特定事業計画

前号の道路区間毎に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間は以下のとおりである。

- ① 特例都道465号線 [東陽町駅前交差点 ~ 東陽六交差点]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置…………… [平成19～22年度]
 - ※ 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
 - ・横断歩行者保護のための一時停止規制の新設…………… [平成19～22年度]
- ② 区道江413号線 [江東区役所前 ~ 文化センター東交差点]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
- ③ 主要地方道10号線 [東陽3-23先 ~ 江東試験場入口交差点]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置…………… [平成19～22年度]
 - ※ 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- ④ 区道江116号線 [江東試験場入口交差点 ~ 江東試験場]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
- ⑤ 区道江38, 468号線 [東陽町駅前交差点 ~ 東陽橋]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]

3 全道路区間共通で行う交通安全特定事業計画

全道路区間で共通して、実施すべき交通安全特定事業の内容は以下のとおりである。

(1) 実施内容

ア 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

(ア) 道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化を実施
※ 道路標識の高輝度化については既に対応済

(イ) 道路標示については、適切な補修を実施
※ 道路標示の高輝度化については既に対応済

イ 違法駐車行為の防止のための事業

(ア) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施

(イ) 江東区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施

(ウ) 江東区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施

(2) 実施予定期間

継続的に実施

4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の実施に当たっては、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。